

WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について

平成 30 年 8 月 24 日
文化庁 国際課**第 36 回著作権等常設委員会（SCCR）結果概要**1. 日程

平成 30 年 5 月 28 日（月）～6 月 1 日（金）

2. 概要

今次会合では、これまでと同様に、放送条約、権利の制限と例外、その他の議題についての議論が行われた。

3. 各論（1）放送条約

ア. 経緯等

1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール（条約）の策定を目指して議題化され、2007 年以降は、一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがって議論が行われている。今次会合に際し、①定義(definition)、②保護の対象(object of protection)及び③与えられる権利(rights to be granted/protection)に関する統合テキスト案が議長から提示された。

イ. 議論の概要

各国のオープニングステートメントが行われた後、逐条での詳細な議論は、インフォーマル形式（各地域グループにつき 7 か国が参加。）にて行われ、各国からの修正提案が反映された統合テキスト案（SCCR/36/6:資料 3 - 2 参照）が議長によって取りまとめられた。また WIPO 一般総会への勧告を行うことが決定された。

テキスト案に関する主な議論内容は以下のとおり。

<放送の定義について>

放送の定義の中に有線放送を含める案に対して、国内法制との整合性の観点から複数の国から懸念が表明されていた。当該国からは、本条約の定義は国内における規制の枠組みに影響しないことを条文に加えることにより受け入れ可能との表明がなされ、条文案が統合された。また、放送の定義からインターネット送信を除くという文を削除する点について、複数の国から懸念が表明され、ブラケットを付して残されることとなった。

<インターネット上の送信¹の保護について>

異時送信の保護について、アルゼンチンから異時送信を放送との関連に応じて3つに分類し、それぞれの分類にあわせて保護レベルを異なるものとする案が新たに提案された。当該提案を含めて、異時送信の保護について議論がなされたところ、異時送信のうち見逃し配信については義務的保護とすべきであるとする国がある一方で、国ごとに異時送信の保護の必要性は異なることから義務的保護に反対する国があり、引き続き議論が継続されることとなった。

<放送前信号の保護について>

今次会合では、放送前信号の無許可の再送信に対して禁止権（right to prohibit）を与える代わりに、適当かつ効果的な保護（adequate and effective protection）を与えることを認めた柔軟性を有する案となった。

（2）権利の制限と例外

ア．経緯等

著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005年以降、議題化されている。現在、（i）図書館とアーカイブのための制限例外と、（ii）教育、研究機関等のための制限例外が議論対象となっている。両議題とも、既存の枠組みを超える新たな国際的枠組み（特に、法的拘束力のあるもの）は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

イ．議論の概要

本次会合においては、2019年までの本議題に関する進め方に関するアクションプランが議長より提示され、制限と例外に関する研究の継続、専門家会合、地域セミナーを開催することが決定された。

（3）その他の議題について

ア．デジタル環境に関連する著作権の分析

ブラジルより、デジタル環境において著作者や実演家の正当な利益配分を著作権制度の中でどのように実現するかという点が重要であり、まずは音楽分野に絞って研究を行うべきとの提案がなされ、事務局から次回会合において本議題に関して研究すべき内容を示すこととなった。

イ．追及権

今後の議論の進め方について、EU、アフリカ等の国から、追及権に関する議題を SCCR

¹ 現在の議論では、インターネット上の送信を、（i）サイマルキャスト（放送番組の同時のウェブキャスト）、（ii）ニアサイマルキャスト（時差等により時間を少しずらして行われるウェブキャスト）（iii）異時送信に分類している。

の常設議題にすべきであるとの意見が出された。これに対し、米国、我が方、南米諸国は、まずは既存の議題を優先し、追及権は引き続きその他の議題で検討することがよいと表明した。また、各国の追及権の実務に関する事実調査を行うタスクフォースを設置することが決定した。

ウ. 舞台演出家(theater director)の保護

提案国であるロシアからは、演出家は実演家と比べて適切な保護が与えられていないとして国際的な権利付与のあり方について議論したいとの意見が述べられた。我が国、CEBS, EU 等から提案内容のより詳細な説明が必要であるとの発言があった。今後の進め方については、研究を来年から開始することとなった。

4. 今後の予定

次回 SCCR は、平成 30 年 11 月 26 日～11 月 30 日に開催予定である。

(参考) アルゼンチン提案の異時送信の分類について

(1) 同等の異時送信 “equivalent deferred transmission”

⇒義務的保護

“equivalent deferred transmission” means the deferred transmission that corresponds to the live linear broadcasts of the broadcasting organization and is available for up to a limited number of weeks or months after such linear broadcasts, such as online repeats, on-demand catch-up services and highlights of sport events.

「同等の異時送信」とは放送機関のリニア放送に相当する(correspond)ものであり、リニア放送以降限られた週あるいは月までの間視聴できる異時送信をいう。例えば、オンラインリピート、オンデマンドキャッチアップサービス、スポーツイベントのハイライトがある。

(2) 密接に関連した異時送信 “closely-related deferred transmission”

⇒適切かつ効果的な保護

“closely-related deferred transmission” means the deferred transmission that is broadcast only online, ancillary to the live linear broadcasts of the broadcasting organization and available for up to a limited number of weeks or months, such as parallel sport events, extra footage on news or programs, previews, additional interviews and behind-the-scenes programs.

「密接に関連した異時送信」とは、オンラインでのみ送信され、放送機関のリニア放送の補助的なもの(ancillary)であり、リニア放送以降限られた週あるいは月までの間視聴できる異時送信をいう。例えば、スポーツイベントの別映像、ニュースや番組の付加映像、プレビュー、追加のインタビュー、舞台裏の番組がある。

(3) 関連の無い異時送信 “unrelated deferred transmission”

⇒任意的保護

“unrelated deferred transmission” means a deferred transmission that is broadcast only online, but which is not ancillary to the live linear broadcasts of the broadcasting organization, such as pure on-demand streaming channels, or which may be accessed by members of the public without limitation as to time, such as on-demand catalogues that are available after the expiration of the term for online repeats and on-demand catch-up services.

「関連の無い異時送信」とは、オンラインでのみ送信され、

①放送機関のリニア放送の補助的なもの(ancillary)でない異時送信
又は②時間の制限なく公衆によりアクセスできる異時送信をいう。

例えば、①：オンデマンドだけのストリーミングチャンネル、②：オンラインリピートやオンデマンドキャッチアップサービスの期限経過後に視聴できるオンデマンドカタログがある。

(参考) 放送に関連するインターネット配信の種類

